村営住宅入居に関する留意事項

入居にあたっては次の事柄を、入居者決定後に改めてお知らせしますが、特に８、９については、ご理解いただいたうえで申し込みをしてください。

１　現地案内

（１）村営住宅見取り図参照（別紙）

２　入居の手続き

（１）保証人の連署のある誓約書を提出してください（様式第４号）

（２）敷金を納入してください（決定家賃の３か月分）

（３）入居者全員の氏名、年齢、職業を照会してください（様式第１３号）

※上記については、すべて決定のあった日から１０日以内に手続きをしてください

３　家賃

（１）家賃は収入に応じ法律に基づいて算出します（様式第８号の１）

（２）家賃は月末までに納入願います（１か月に満たない場合は日割り計算）

（３）家賃の口座振替を希望される場合はお申し出ください（口座振替依頼書）

（４）家賃を３か月以上滞納した場合は住宅の明け渡しを請求します

４　入居予定日

令和８年１２月１５日（火）

５　入居者の負担するもの

（１）照明器具（各部屋、食堂等）、ガス器具

（２）電気、ガス、水道及び下水道、ＣＡＴＶ使用料（電気契約量は３０Ａ）

（３）汚物及びじんかいの処理に要する費用

（４）雪おろしや排雪等に要する費用

（５）畳の表替え、襖の張り替え、破損ガラスの取り替え等軽微な修繕に要する費用

（６）給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

（７）その他村長の指定する費用

※前入居者から照明器具等寄付されたものがある場合があります

６　届出等

（１）村営住宅を滅失または毀損したときは届け出してください（様式第１１号）

（２）村営住宅を引き続き１５日以上使用しないときは届け出してください（様式第１２号）

（３）村営住宅を他人に貸したり権利を譲渡したりすることはできません
（４）村営住宅に新たに同居させようとする者があるときは届け出てください
（出生、未成年の養子縁組、臨時の家事使用人を同居させるとき等）
（５）村営住宅を住宅以外に使用してはいけません
（ただし、村長の承認を得たときは当該村営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる）
（６）村営住宅の模様替えや増築をしてはいけません
（ただし、村長の承認を得たときは可能です）

７　住宅管理員

建設水道課長	小林　和哉
移住定住係	丸山　ゆき乃
移住定住係	栗田　則子

８　中尾区への居住について

村営住宅入居者には、中尾区の自治会活動にご理解をいただき、協力や参加（区への加入など）をお願いします

中尾区民となった場合の主な活動内容等は、次のとおりです

①祭礼、運動会等のイベントへの参加
②区で行う共同作業への参加
③道路清掃等公共物の維持管理
④区費（中尾区費、野沢組組費）の納入
⑤共同浴場の維持管理及び温泉費の納入　など

９　その他、必ず守っていただきたいこと

（１）村営住宅の入居は、できる限り住宅取得のステップとしてください
（２）冬期間以外は塀（板）を外してください
（３）冬期間は屋根の熱ヒーターを入れてください（設置してある住宅に限る）
（４）住宅を明け渡すときは、畳の表替え、襖、障子の張り替えは短期間の入居であっても必ず行ってください。また、ハウスクリーニングは業者に委託してください
（５）ペットは飼育できません
（６）野焼きはやめてください
（７）市町村営など他の公営住宅入居者は、村営住宅入居者募集の申し込み資格がありません

10　問い合わせ先

野沢温泉村役場 建設水道課 移住定住係 （電話０２６９－８５－３１１３）